

## 松本都市計画 地区計画の決定（松本市決定）

松本都市計画信州大学松本キャンパス地区地区計画を次のように決定する。

名 称	信州大学松本キャンパス地区 地区計画	
位 置	松本市旭二丁目、旭三丁目、及び桐一丁目の一部の区域	
面 積	約 31.3 ha	
地区計画の 目標	<p>本地区は、松本市都市計画マスタープランにおいて「産業・研究」の拠点として位置づけられ、大学、企業との連携促進、交流ネットワークの強化を進めることとしている。また、信州大学医学部附属病院は「医療拠点」として位置づけられ、道路などの交通機能の強化、ユニバーサルデザイン等を進めることとしている。さらに、今後は地域住民の平常時の施設利用や、災害発生時には避難所としての利用も想定されている。</p> <p>松本市立地適正化計画においては、信州大学周辺を都市機能誘導区域に位置付け、大学や医療の拠点となる施設の維持・誘導を図ることとしている。</p> <p>そこで、「産業・研究・医療」の拠点として、必要となる機能の維持、導入を図り、都市基盤施設の整備による防災性の向上、文教地区にふさわしい景観の形成を図る。</p> <p>また、緑地等の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などのグリーンインフラとしての機能が効率的かつ有機的に発揮される都市づくりを目指す。</p>	
区域の 整備・開発 及び保全に 関する方針	土地利用の 方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺環境との良好な調和を図るとともに、産業・研究・医療の拠点を目的とした土地利用の誘導を図る。</li> <li>2 地域の防災拠点として、災害時における避難空間の確保を図る。</li> </ol>
	地区施設の 整備の方針	<p>国立大学法人信州大学による整備において、地区内に構内通路（W＝4.6～10.5 m）、広場（約9,977 m<sup>2</sup>）を配置する。</p>
	建築物等の 整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本地区を産業・研究・医療の拠点として位置づけ、建築物等の用途の制限、構内通路及び隣地境界からの壁面位置の制限、建築物の高さの最高限度、垣又はさくの制限を設け、拠点としての維持・充実を図る。</li> <li>2 意匠については、「松本市景観計画」の内容に沿った建築物、工作物を誘導し、周辺環境との調和を図ると共に、周辺の居住環境に悪影響を及ぼすことのないよう、建築材料等に配慮するものとする。</li> <li>3 敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝等を行うなど緑化に努めると共に、枝等がはみ出さないよう、管理を行う。</li> </ol>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	備考
		構内通路	構内通路 1 号	約 6.8 m	約 1 1 9 m	既設
			構内通路 2 号	約 8.5 m	約 1 9 7 m	既設
			構内通路 3 号	約 7.8 m	約 1 2 9 m	既設
			構内通路 4 号	約 1 0.5 m	約 1 5 6 m	既設
			構内通路 5 号	約 8.5 m	約 4 3 5 m	既設
			構内通路 6 号	約 4.6 m	約 2 5 6 m	既設
		種類	名称	面積		備考
		広場	広場 1 号	約 9, 9 7 7 m <sup>2</sup>		新設 (原則車両の乗り入れ禁止)

地区区分	名称	A 地区 教育・研究ゾーン	B 地区 附属病院ゾーン	C 地区 運動・駐車場ゾーン	D 地区 附属学校ゾーン	
	面積	約 16.5 ha	約 6.0 ha	約 3.3 ha	約 5.5 ha	
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>1 学校</p> <p>2 病院</p> <p>3 研究施設又は研究開発型施設（ただし、本地区計画区域内の学校と共同で、若しくは連携して行う研究活動又は学校と事業者との産学連携による新たな事業の創出に資する事業活動を行う施設に限る。）</p> <p>4 事務所（ただし、本地区計画区域内の学校と共同で、若しくは連携して行う研究活動又は学校と事業者との産学連携による新たな事業の創出に資する事業活動を行う施設に限る。）</p> <p>5 寄宿舎（ただし、主として学校の生徒、学生又は教職員等が居住するものに限る。）</p> <p>6 体育館又はスポーツの練習場</p> <p>7 保育所</p> <p>8 附属自動車車庫</p> <p>9 建築基準法別表第2（イ）項第9号に掲げる公益上必要なもの</p> <p>10 店舗、飲食店その他これらに類する用途で、主に信州大学の教職員及び学生、信州大学附属病院の利用者等が利用する目的で設けるもの</p> <p>11 前各号の建築物に附属するもの</p>				
		—	—	建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第6項の規定にかかわらず、自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分にあるものは建築することができる。ただし、C地区全体における自動車車庫は床面積の合計が20,000㎡以内のものとする。	—	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区施設である構内通路境界線までの距離は1.5m以上とする。ただし、倉庫、駐輪場についてはこの限りでない。		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、隣地境界線までの距離は1.0m以上とする。		—
	建築物の高さの最高限度	—	—	1.5m		—
	建築物等の形態又は意匠の制限	—	—	<p>1 自動車車庫には各階の床面からの高さが1.2m以上の外壁を設けること。また隣地境界線から5m以内に設ける外壁は、各階の床面からの高さが1.8m以上のものとし、車両の灯火の光を遮る壁その他これに類するものとする。</p> <p>2 外壁は、遮音上有効な機能を有するものとし、点検用や非常用のものを除き、開口部を設けないこと。</p> <p>3 多層式の駐車場においては、スロープの勾配に配慮すること。またタイヤの走行音を生じにくい床材とし、グレーチングについては騒音の発生を考慮し、周辺の状況に配慮した位置に設けること。</p>		—
	垣又はさくの構造の制限	—	—	<p>1 隣地境界線側には植栽又はさくを設けること。</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から水平距離が5m以下の隣地境界線側においては遮音上有効な機能を有するものとする。</p>		—
土地の利用に関する事項	—	—	地区内へ入庫する発券機・精算機等の前には奥行が4.5m以上の駐車待ちスペースを確保すること。		—	

「区域は計画図表示のとおり」

理由 周辺環境との良好な調和を図るとともに、産業・研究・医療の拠点として、良好な環境を保全するための土地利用の誘導を図るため地区計画を決定するものである。

